

## 茨城森林クラウドシステムによる森林経営計画の認定及び実行管理について

1. 森林経営計画の認定及び実行管理に係る以下の手続について、令和元年10月1日から茨城森林クラウドシステム（以下、「新システム」という。）、若しくは新システムと同等以上の認定システムにより運用するものとする。
  - ・森林経営計画の作成，認定請求，認定
  - ・森林経営計画に係る伐採等（主伐，間伐，造林）の届出
2. 現行の森林経営計画認定システムは令和元年9月末日をもって廃止する。ただし，9月末までに認定を受けた計画は，次期更新，変更までの当面の間，有効とする。
3. 現行の森林経営計画のデータ(H31.3.31 現在)は，県が森林クラウドにデータ移行するとともに，新システムにおいて認定基準の再判定を行い，結果を通知する。再判定で非適合と認められた場合は，すみやかに変更計画を作成し，変更認定を受けること。
4. 認定請求，伐採等の届出は，計画作成者が新システムにデータ登録の後，書面により認定者に提出するものとする。
5. 本運用は，茨城県及び県内の市町村が認定者となる経営計画を対象とする。